

喀痰吸引等業務に係る登録等の手続きについて

喀痰吸引等の特定行為に係る登録手続きについては、申請区分に応じて申請又は届け出てください。

- 1 認定特定行為業務従事者
- 2 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）
- 3 登録研修機関（省令別表第一号、第二号研修）

お問合せ・申請先

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県健康福祉部健康高齢者支援課介護指導担当（不特定の者対象に係る登録）

TEL：023-630-3123 FAX：023-630-3321

※特定の者対象に係る登録については、障がい福祉課が所管しています。

TEL：023-630-2148 FAX：023-630-2111

山形県健康福祉部高齢者支援課

1 制度の概要について	3
2 認定特定行為業務従事者の手続きについて	
(1) 研修を修了し、特定行為業務の認定を受けようとするとき（特定行為の追加を含む）	6
①省令別表第一号、第二号研修修了者	6
②経過措置者	6
(2) 認定を受けた内容を変更するとき	6
①申請者の氏名変更	6
②申請者の住所変更	7
③特定行為を行う事業所の変更	7
(3) 認定特定行為業務従事者認定証を汚損又は紛失したとき	7
(4) 喀痰吸引等の業務を行う必要がなくなったとき	7
3 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の手続きについて	
(1) 介護職員等に喀痰吸引等を行わせるために喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録を受けようとするとき	8
(2) 特定行為の種類を追加するとき	10
(3) 既に登録を受けている特定行為事業者が喀痰吸引等事業者の登録も受けようとするとき	11
(4) 登録された内容を変更するとき	12
①法人の名称・所在地・代表者氏名・定款又は寄付行為（個人の場合は氏名・住所）	12
②事業所の名称・所在地	12
③業務方法書	12
④喀痰吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従事者の名簿（名簿の増減、氏名変更）	12
(5) 登録された特定行為を行う必要がなくなった又は事業所に特定行為業務従事者がいなくなったとき	12
4 登録研修機関（省令別表第一号、第二号研修）の手続きについて	
(1) 登録研修機関の登録を受けようとするとき	13
(2) 登録研修機関の登録を更新するとき	14
(3) 登録された内容を変更するとき（業務規程の変更を除く）	14
(4) 業務規程の内容を変更するとき	15
(5) 登録研修機関の業務を休止するとき	15
(6) 登録研修機関の業務を廃止するとき	15
5 その他	
(1) 認定特定行為業務従事者認定証の写しへ原本証明を受けようとするとき（介護福祉士登録証への喀痰吸引等の行為の附記申請を行おうとする者について）	16
6 返信用封筒及び貼付が必要な切手の金額一覧	16

1 制度の概要

平成24年4月1日に施行された、社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）の一部改正により、一定の研修を受けた介護職員について、一定の条件の下に喀痰吸引等の行為を実施することが可能となりました。

また、平成28年度以降に養成施設を卒業し、国家試験に合格した介護福祉士は、就業先となる登録喀痰吸引等事業者において実地研修を行うことにより、介護福祉士資格に基づき、喀痰吸引等の行為を行うことができます。

(1) 実施可能な行為

① たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）

※ 口腔内及び鼻腔内については、咽頭の手前までを限度とする。また、気管カニューレについては、気管カニューレ内部までの気管内吸引を限度とする。

② 経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

※ 胃ろう・腸ろうの状態確認、経鼻経管栄養のチューブの挿入状態の確認は、医師又は看護職員が行う。
※ 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて（H22.4.1 医政発第0401 第17号）」（いわゆる14時間研修）の研修修了者が経管栄養を実施する際には、チューブの接続及び注入開始については看護職員が行う。

(2) 実施可能な者

① 介護福祉士

ア) 特定登録者

平成28年度（平成29年1月）以降の国家試験合格者で、登録喀痰吸引等事業者（P4）において実地研修を修了したとして、介護福祉士登録証に行為の付記登録を受けている者。

イ) 特例特定登録者

平成27年度以前の国家試験合格者で、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者のうち、介護福祉士登録証に行為の付記登録を受けている者。

② 認定特定行為業務従事者

ア) 1～3号研修修了者

登録研修機関にて喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた者

※ 認定証の交付を受けている介護福祉士で、上記①の付記登録を行っていない者の場合はこちらに該当する。

イ) 経過措置対象者

平成24年4月1日の改正法施行時点において、既にたんの吸引等の行為を適切に行うために必要な知識・技能の修得を終えている介護職員等で、たんの吸引等の課程を修了した者と同等以上の知識技能を有すると都道府県知事が認定し、経過措置該当者として認定証の交付を受けた者

※ 平成24年4月1日以降に開始した上記の研修を実施したとしても、経過措置対象者とは認められない。

【経過措置対象範囲】※下記通知による研修等を受講し、必要な知識・技能を修得している者
(いずれも経過措置の研修等により修得した特定行為(部位)に限る。)

- ①ALS患者の在宅療養の支援について(H15.7.17医政発第0717001号)※たんの吸引のみ
- ②盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取り扱いについて(H16.10.20医政発第1020008号)
- ③在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取り扱いについて(H17.3.24医政発第0324006号)※たんの吸引のみ
- ④特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて(H22.4.1医政発第0401第17号)
※口腔内のたんの吸引及び胃ろうによる経管栄養のみ
- ⑤介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施について(H23.10.6老発1006第1号)

①②③による研修等について …「特定の者」に対する研修課程を修了したとみなす。

④⑤による研修等について …「不特定多数の者」に係る研修課程を修了したとみなす。

・「特定の者」に対する研修(第3号研修)

たんの吸引等を実施する対象者(利用者)が特定されており、基本研修(講義8時間+演習1時間 計9時間)のほか、特定の者(利用者)に対する必要な特定行為についてのみ実地研修(評価基準あり)を行うもの。

特定行為が必要な利用者を新たに受け入れる場合は、当該利用者に係る研修を受講する必要がある。(講義については一部免除規定あり)

3行為(口腔内・鼻腔内のたんの吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養)又は5行為(前記の3行為のほか、気管カニューレ内部のたんの吸引、経鼻経管栄養)を選択。

・「不特定多数の者」に対する研修(第1号研修、第2号研修)

たんの吸引等を実施する対象者(利用者)が不特定多数であり、基本研修(講義50時間+演習各行為5回以上)のほか、筆記試験を経て、喀痰吸引等の特定行為の全て若しくは一部について実地研修(各特定行為について回数が定められており、評価基準あり)するもの。

第1号研修(5行為全て)又は第2号研修(5行為のうちから1行為以上)を選択。

(3) 実施可能な事業者

①登録喀痰吸引等事業者

- ※ 養成校等で基本研修又は医療的ケアを修了している**介護福祉士**（実務者研修修了者は含まない）に実地研修を行い、たんの吸引等を行わせることができる。（自らの事業又はその一環として、介護福祉士が喀痰吸引等を行う場合は、登録喀痰吸引等事業者としての登録が必要となります。）
- ※ 登録研修機関で第1、2号研修を修了し、別途介護福祉士登録証への付記登録を受けた介護福祉士にたんの吸引等を行わせる場合を含む。
- ※ 登録喀痰吸引等事業者は事業所毎の登録であり、実地研修も事業者毎に行う必要があるため、実地研修について、当該事業所以外での実施も他事業所の介護福祉士の受け入れもできません。

②登録特定行為事業者

- ※ 登録研修機関で第1～3号研修を修了し、**認定証を有する介護職員**にたんの吸引等を行わせることができる。
- ※ 平成29年3月までに登録を受けた事業者は全てこちらに該当。なお、登録喀痰吸引等事業者としての体制が整っていることについて変更届出を行い、台帳への記載を行うことで、登録喀痰吸引等事業者としての登録を受けることが可能。登録特定行為事業者の登録では、介護福祉士の実地研修を行うことができません。また、介護福祉士の登録証に行為の付記を受けていても、認定特定行為業務従事者認定証を持たない場合は、介護福祉士が事業所内で行為を行うこともできません。

登録の対象となる施設・事業所

※ 医療機関は登録対象外です

- | | | |
|--------------|---------------------|---------------|
| ① 特別養護老人ホーム | ② 介護老人保健施設 | ③ グループホーム |
| ④ 有料老人ホーム | ⑤ 通所介護 | ⑥ 短期入所生活介護等 |
| ⑦ 障がい者支援施設等 | ⑧ 訪問介護 | ⑨ 特別支援学校 |
| ⑩ 小規模多機能居宅介護 | ⑪ 定期巡回型・随時対応型訪問介護看護 | ⑫ 通所リハビリテーション |

(4) 登録後の手続きについて

① 変更の手続

登録された内容に変更が生じた場合は、必要書類を添えて変更届を提出してください。

② 辞退・廃止等の手続き

登録された特定行為を行う必要がなくなった、認定特定行為業務従事者の認定を受けている従事者が退職等により不在（0人）となった、登録研修機関の業務を休止・廃止する等の場合には、辞退・廃止又は休止しようとする1ヶ月前までに（従事者の退職等による廃止届出の場合は速やかに）届け出願います。

(5) 喀痰吸引等研修について

認定特定行為業務従事者となるために必要な「喀痰吸引等研修」に関する受講申込みや受講に関する問合せについては各登録研修機関あてに行ってください。

なお、登録研修機関一覧を山形県ホームページにて公開しています。

- ※ 介護職員等を対象として登録研修機関で行う喀痰吸引等研修（1～3号研修）と、介護福祉士を対象に登録喀痰吸引等事業者で行うこととされている実地研修は、異なる点に留意。

2 認定特定行為業務従事者の手続きについて

(1) 特定行為業務の認定を受けようとするとき（特定行為の追加も含む）

i) 提出書類

（省令別表第一号又は第二号研修修了者）※登録研修機関が実施する当該研修を修了した者が該当

No.	書類名	様式番号
No. 1	認定特定行為業務従事者認定証交付申請書<事業所用取りまとめ票>	チェック表①-2
No. 2	認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（省令別表第一号、第二号研修修了者対象）	様式5-1
No. 3	社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書	様式5-3
No. 4	住民票（抄本）の写し ※コピー不可、戸籍抄本不可、交付から3か月以内のもの	
No. 5	喀痰吸引等に関する研修修了証明書の写し	
No. 6	経過措置者の申請又は特定行為の追加認定申請の場合は、現在交付をうけている認定特定行為業務従事者認定証の原本	
No. 7	返信用角形2号封筒（必要な特定記録分の切手を貼付してください。封筒の表面に、送付先の住所及び氏名（事業所の住所及び担当者名）を記載してください。事業所でまとめて数人分申請する場合は、封筒は1通で可能です。）	

（経過措置者）※平成24年3月末までに研修を開始し、平成24年4月以降当該研修を修了した者を含む

No.	書類名	様式番号
No. 1	認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書<事業所用取りまとめ票>	チェック表①
No. 2	認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書	様式17-1
No. 3	認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類①本人誓約書	様式17-2
No. 4	認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類②第三者証明書	様式17-3
No. 5	認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類③実施状況確認書	様式17-4
No. 6	社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書	様式5-3
No. 7	住民票（抄本）の写し ※コピー不可、戸籍抄本不可、交付から3か月以内のもの	
No. 8	喀痰吸引等に関する研修修了証明書の写し	
No. 9	研修内容、研修時間を示す資料	
No. 10	特定行為の追加認定申請の場合は、認定特定行為業務従事者認定証の原本	
No. 11	返信用角形2号封筒（必要な特定記録分の切手を貼付してください。封筒の表面に、送付先の住所及び氏名（事業所の住所及び担当者名）を記載してください。事業所でまとめて数人分申請する場合は、封筒は1通で可能です。）	

- ii) 返信用角形2号封筒に貼付が必要な切手の金額 4人分までまとめて申請の場合 390円
5人分以上まとめて申請の場合 480円

iii) 申請期限 業務開始予定日の1ヶ月前まで

※ 認定証の交付後、喀痰吸引等事業者においてたんの吸引等の業務を行う場合は、併せて登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の名簿の変更届（3-(4)-④）が必要。

(2) 認定を受けた内容を変更するとき

① 申請者氏名の変更

i) 提出書類

No.	書類名	様式番号
No. 1	認定特定行為業務従事者認定証変更届出書	様式7
No. 2	認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書	様式8
No. 3	住民票（抄本）の写し ※コピー不可、戸籍抄本不可、交付から3か月以内のもの	
No. 4	認定特定行為業務従事者認定証の原本	

No. 5	返信用角形2号封筒（必要な特定記録分の切手を貼付してください。封筒の表面に、送付先の住所及び氏名（事業所の住所及び担当者名）を記載してください。事業所でまとめて数人分申請する場合は、封筒は1通で可能です。）	
-------	---	--

- ii) 返信用角形2号封筒に貼付が必要な切手の金額申請 4人分までまとめて申請の場合 390円
5人以上まとめて申請の場合 480円

iii) 申請期限 変更後10日以内

※認定特定行為業務従事者の氏名に変更がある場合は、併せて喀痰吸引等事業者の名簿の変更届（3-(4)-④）が必要。

② 申請者の住所変更

i) 提出書類

No.	書類名	様式番号
No. 1	認定特定行為業務従事者認定証変更届出書	様式7
No. 2	住民票（抄本）の写し ※コピー不可、戸籍抄本不可、交付から3か月以内のもの	

ii) 申請期限 変更後10日以内

③ 特定行為を行う事業所の変更

i) 提出書類

No.	書類名	様式番号
No. 1	認定特定行為業務従事者認定証変更届出書	様式7
No. 2	辞令書等の写し等	

ii) 申請期限 変更後10日以内

(3) 認定特定行為業務従事者認定証を汚損又は紛失したとき

i) 提出書類

No.	書類名	様式番号
No. 1	認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書	様式8
No. 2	認定特定行為業務従事者認定証の原本（汚損による再交付の場合）	
No. 3	返信用角形2号封筒（必要な特定記録分の切手を貼付してください。封筒の表面に、送付先の住所及び氏名（事業所の住所及び担当者名）を記載してください。事業所でまとめて数人分申請する場合は、封筒は1通で可能です。）	

- ii) 返信用角形2号封筒に貼付が必要な切手の金額 4人分までまとめて申請の場合 390円
5人以上まとめて申請の場合 480円

iii) 申請期限 随時

※紛失による再交付申請後、紛失した認定証を発見した場合は速やかに返納すること。

(4) 喀痰吸引等の業務を行う必要がなくなったとき

i) 提出書類

No.	書類名	様式番号
No. 1	認定特定行為業務従事者認定証辞退届出書	様式11
No. 2	認定特定行為業務従事者認定証の原本	

ii) 申請期限 認定を辞退する1ヶ月前まで

3 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）

- ・山形県では、平成29年4月以降新たに事業所の登録を行う場合には、「登録喀痰吸引等事業者」としての体制を整備のうえ、手続きいただいております。
（研修体制を備えていない、特定行為業務従事者としてのみの登録はお受けしていません。）
- ・介護老人福祉施設（多床室）、（ユニット型）、短期入所生活介護事業所等、同一建物・同一設備を活用する場合においても、事業所が異なる場合には、それぞれ個別の登録が必要です。

(1) 介護職員等に特定行為を行わせるために喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録を受けようとするとき

i) 提出書類

No.	書類名	様式番号
No. 1	登録喀痰吸引等事業者登録申請書<事業所用取りまとめ票>	チェック表①
No. 2	登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書	様式1-1
No. 3	（申請者が法人の場合）定款又は寄付行為	
No. 4	（申請者が法人の場合）登記事項証明書 ※コピー不可、交付から3か月以内のもの	
No. 5	（申請者が個人の場合）住民票（抄本）の写し ※コピー不可、戸籍抄本不可、交付から3か月以内のもの	
No. 6	介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿	様式1-2
No. 7	6の名簿に登載した者の介護福祉士登録証又は認定証の写し	
No. 8	社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書	様式1-3
No. 9	登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類 ※次頁の添付書類を併せて提出	様式1-4
No. 10	業務方法書	
No. 11	返信用角形2号封筒（390円分の切手を貼付してください。封筒の表面に、事業所の住所及び担当者名を記載してください。）	

※ No. 7「介護福祉士登録証の写し」は、実施可能な喀痰吸引等の行為について付記を受けているものに限ります。

(参考) No. 10 業務方法書に定めることが必要と考えられる事項

- ① 喀痰吸引等の提供体制に関すること
 - 具体的な連携体制および役割分担に関すること
 - 具体的な安全体制に関すること
 - ・安全委員会の設置・運営に関すること
 - ・実践的な研修会に関すること
 - ・ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積および分析に関すること
 - ・備品および衛生管理に関すること
 - 秘密保持に関すること
- ② 喀痰吸引等業務の手順に関すること
 - 医師の文書による指示に関すること
 - 対象者、家族への説明及び同意手順等に関すること
 - 具体的な計画作成、報告手順等に関すること
 - 具体的な急変時の連絡手順に関すること
 - 文書（記録等）の保存・管理に関すること

※ No.9 登録喀痰吸引等事業者登録適合書類（様式1-4）の添付書類

No.10 業務方法書への記載により、作成・添付に代えることが可能です

	書類名	備考
ア	登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類チェックリスト	参考様式1
イ	医師の指示書	
ウ	連携する予定の医療機関等について記載したもの	
エ	医療関係者と介護職員等の役割分担について記載したもの	
オ	利用者ごとの喀痰吸引等計画書	
カ	喀痰吸引等実施状況報告書	
キ	緊急時の連絡方法及び連絡網等の体制について記載したもの	
ク	喀痰吸引等行為の実施手順書	
ケ	介護福祉士の実地研修実施方法書	参考様式2-1
コ	介護福祉士の実地研修に係る確認事項チェックシート	参考様式2-2
サ	実地研修指導者の資格を証する書類の写し及び指導者研修修了証の写し	参考様式2-1の 添付書類
シ	介護福祉士の実地研修の実施に係る 利用者同意書	
ス	” 医師の指示書	
セ	” 利用者ごとの実施計画書	
ソ	” 利用者ごとの実施状況報告書	
タ	介護福祉士の実地研修実施に係る業務方法書	
チ	実地研修の実施手順、評価項目、判定の基準等について記載したもの	
ツ	実地研修評価票	
テ	ヒヤリ・ハット報告様式	
ト	安全委員会の構成員及び、協議する内容と実施頻度等について記載したもの ※1	
ハ	喀痰吸引等を安全に実施するための研修体制、フォローアップ研修体制を記載したもの	
ヒ	喀痰吸引等業務の実施に係る備品等一覧 ※2	
フ	衛生面を考慮した備品の管理方法について記載したもの ※2	
ヘ	感染症の発生を防止するための措置等について記載したもの	
ホ	対象者又はその家族による同意書	
マ	業務を通じて知り得た情報の秘密保持措置について確認できるもの	
ミ	その他関連資料	

※1 協議する内容の中に、介護福祉士の実地研修に関することが位置づけられていること

※2 実地研修に用いる備品等が記載されているもの

ii) 返信用角形2号封筒に貼付が必要な切手の金額 390円

iii) 申請期限 業務開始予定日の1ヶ月前まで

(2) 喀痰吸引等の行為の種類を追加するとき

i) 提出書類

No.	書類名	様式番号
No. 1	登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）追加登録申請書	様式3-1
No. 2	介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿※1	様式1-2
No. 3	2の名簿に登載した者の介護福祉士登録証又は認定証の写し※2	
No. 4	登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類	様式1-4
No. 5	業務方法書	
No. 6	返信用角形2号封筒（390円分の切手を貼付してください。封筒の表面に、事業所の住所及び担当者名を記載してください。）	

※1 追加する行為の資格を有する職員が、当該事業所に在籍していることが必須となります。

※2 No. 3「介護福祉士登録証の写し」は、実施可能な喀痰吸引等の行為について付記を受けているものに限りです。

※ No. 1 登録喀痰吸引等事業者登録適合書類（様式3-1）及びNo. 4 登録喀痰吸引等事業者登録適合書類（様式1-4）の添付書類

No. 5 業務方法書への必要事項の記載により、作成・添付に代えることが可能です

	書類名	備考
ア	喀痰吸引等業務の実施に係る備品一覧	
イ	緊急時の連絡方法及び連絡網等の体制について記載したもの	
ウ	記録等の整備状況について記載したもの	
エ	追加する喀痰吸引等行為の実施手順書	
オ	介護福祉士への実地研修実施方法書 ※1	参考様式2-1
カ	介護福祉士の実地研修実施に係る業務方法書 ※1	参考様式2-1の 添付書類
キ	実地研修の実施手順、評価項目、判定の基準等について記載したもの ※1	
ク	実地研修評価票 ※1	
ケ	その他関連資料	

※1 オ～クの提出が必要となるのは、登録喀痰吸引等事業者のみです（登録特定行為事業者の場合は提出不要です）。

ii) 返信用角形2号封筒に貼付が必要な切手の金額 390円

iii) 申請期限 追加登録を受けようとする1ヶ月前まで

(3) 既に登録を受けている特定行為事業者が喀痰吸引等事業者の登録も受けようとするとき

i) 提出書類

No.	書類名	様式番号
No. 1	登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書	様式3-2
No. 2	登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類	様式1-4
No. 3	業務方法書	

※ No. 2 登録喀痰吸引等事業者登録適合書類（様式1-4）の添付書類

No. 3 業務方法書への必要事項の記載により、作成・添付に代えることが可能です

	書類名	備考
ア	実地研修実施方法書	参考様式2-1
イ	実地研修に係る確認事項チェックシート	参考様式2-2
ウ	実地研修指導者の資格を証する書類の写し及び指導者研修修了証の写し	参考様式2-1の 添付書類
エ	介護福祉士の実地研修の実施に係る 利用者同意書	
オ	” 医師の指示書	
カ	” 利用者ごとの実施計画書	
キ	” 利用者ごとの実施状況報告書	
ク	介護福祉士への実地研修実施に係る業務方法書	
ケ	実地研修の実施手順、評価項目、判定の基準等について記載したもの	
コ	実地研修評価票	
サ	ヒヤリ・ハット報告様式	
シ	安全委員会の構成員及び、協議する内容と実施頻度等について記載したもの ※1	
ス	喀痰吸引等業務の実施に係る備品等一覧 ※2	
セ	衛生面を考慮した備品の管理方法について記載した資料 ※2	
タ	業務を通じて知り得た情報の秘密保持措置について確認できるもの	

※1 協議する内容の中に、介護福祉士の実地研修に関することが位置づけられていること

※2 実地研修に用いる備品等が記載されているもの

ii) 申請期限 業務開始予定日の1ヶ月前まで

(4) 登録された内容を変更するとき

i) 提出書類

① 法人の名称・所在地・代表者氏名・定款又は寄付行為（個人の場合は氏名・住所）の変更

No.	書類名	様式番号
No. 1	登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書	様式3-2
No. 2	登記事項証明書、定款又は寄付行為等変更内容が分かる書類（個人の場合は住民票）	

② 事業所の名称・所在地の変更

No.	書類名	様式番号
No. 1	登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書	様式3-2
No. 2	登記事項証明書、定款又は寄付行為等変更内容が分かる書類	

③ 業務方法書の変更

No.	書類名	様式番号
No. 1	登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書	様式3-2
No. 2	業務方法書（変更箇所を明記）	

④ 喀痰吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従事者の名簿の変更（名簿登載者の増減、氏名変更、認定又は附記登録を受けている行為の追加）

No.	書類名	様式番号
No. 1	登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書	様式3-2
No. 2	介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿	様式1-2
No. 3	介護福祉士登録証・認定特定行為業務従事者認定証の写し	

ii) 申請期限 変更しようとする1ヶ月前まで（名簿の変更は変更後10日以内）

※1 事業者として行える（登録を受けている）行為を追加する場合には、2-②の喀痰吸引等事業者追加登録申請が必要です。

※2 No. 3「介護福祉士登録証の写し」は、実施可能な喀痰吸引等の行為について付記を受けているものに限ります。

(5) 登録された特定行為を行う必要がなくなった、又は事業所に喀痰吸引等を行う介護福祉士・特定行為業務従事者がなくなったとき

i) 提出書類

No.	書類名	様式番号
No. 1	登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書	様式3-3

ii) 申請期限 登録を辞退する1ヶ月前まで

4 登録研修機関（省令別表第一号、第二号研修）

(1) 登録研修機関の登録を受けようとするとき

i) 提出書類

No.	書類名	様式番号
No. 1	登録研修機関登録申請に係る必要書類チェック表	チェック表②
No. 2	登録研修機関登録申請書	様式12-1
No. 3	社会福祉士及び介護福祉士法附則第14条の規定に該当しない旨の誓約書	様式12-2
No. 4	登録研修機関登録適合書類	様式12-3
No. 5	定款又は寄付行為	
No. 6	登記事項証明書※コピー不可、交付から3か月以内のもの	
No. 7	(申請者が個人の場合)住民票の写し ※コピー不可、戸籍抄本不可、交付から3か月以内のもの	
No. 8	法附則第19条第1項に規定する業務規程	
No. 9	(実地研修の一部を委託する場合)委託契約書の写し、当該機関の承諾書等	
No. 10	研修事業に係る収支予算及び財務計画	
No. 11	修了者名簿保管(永年保存)に係るマニュアル等	
No. 12	修了者名簿管理簿様式	
No. 13	返信用角形2号封筒(390円分の切手を貼付してください。封筒の表面に、事業所の住所及び担当者名を記載してください。)	

(参考) No. 8 業務規程に定めることが必要と考えられる事項

- 受付方法、実施場所、実施時期、実施体制に関すること
- その他実施方法に関すること
 - ・開講目的
 - ・研修事業の名称
 - ・実施する研修課程
 - ・研修講師氏名一覧
 - ・実地研修実施先一覧
 - 料金に関すること
 - ・受講資格
 - ・一部履修免除に関すること
- 安全管理のための体制に関すること
- 研修業務に関して知り得た秘密の保持に関すること
- 業務の実施に係る帳簿・文書の保存・管理に関すること
- 研修委員会の設置、研修実施計画の策定に関すること
- 事故発生時の対応、損害賠償保険等に関すること
- 研修における書面による医師の指示、実地研修協力者からの同意承認に関すること
- 研修段階ごとの修得審査方法、研修修了の認定方法に関すること
- 出席状況等の把握・保存、修了証明書の交付に関すること
- その他の必要な事項

※ No. 2 登録研修機関登録適合書類(様式12-3)の添付書類

	書類名	備考
ア	カリキュラム表	
イ	講師ごとの講師履歴書及び有資格者については免許証等の写し	
ウ	(自施設の職員以外が講師の場合)就任承諾書の写し	
エ	講師一覧表(担当科目が記載されているもの)	
オ	備品一覧表及び図書目録	

ii) 返信用角形2号封筒に貼付が必要な切手の金額 390円

iii) 申請期限 登録研修機関の業務開始予定日の1ヶ月前まで

(2) 登録を更新するとき

※ 登録研修機関には登録の有効期間があり、5年ごとに更新を受ける必要があります。

i) 提出書類

No.	書類名	様式番号
No. 1	登録研修機関登録更新申請に係る必要書類チェック表	チェック表③
No. 2	登録研修機関登録更新申請書	様式14-1
No. 3	社会福祉士及び介護福祉士法附則第14条の規定に該当しない旨の誓約書	様式12-2
No. 4	(実地研修の一部を委託する場合) 委託契約書の写し等当該研修機関に関する資料	
No. 5	業務規程	
No. 6	返信用角形2号封筒(390円分の切手を貼付してください。封筒の表面に、事業所の住所及び担当者名を記載してください。)	

※ No. 2 登録研修機関登録更新申請書(様式14-1)の添付書類

	書類名	備考
ア	カリキュラム表	
イ	講師ごとの講師履歴書及び有資格者については免許証等の写し	
ウ	(自施設の職員以外が講師の場合) 就任承諾書の写し	
エ	講師一覧表(担当科目が記載されているもの)	
オ	備品一覧表及び図書目録	

ii) 返信用角形2号封筒に貼付が必要な切手の金額 390円

iii) 申請期限 登録有効期間満了日の30日前まで

(3) 登録された内容に変更があったとき(業務規程の変更を除く)

i) 提出書類

No.	書類名	様式番号
No. 1	登録研修機関変更届出書	様式14-2

※ No. 1 登録研修機関変更届出書(様式14-2)の添付書類

変更事項	必要書類
法人の名称・所在地 代表者氏名・住所	登記事項証明書等変更内容がわかる書類
事業所の名称・所在地	業務規程等変更内容がわかる書類
法人の定款又は寄付行為	法人の定款又は寄付行為、登記事項証明書※コピー不可、交付から3か月以内のもの
講師	新たに就任する講師の履歴書、資格証の写し (自施設の職員以外が講師の場合) 就任承諾書の写し
講習カリキュラム	カリキュラム表(変更箇所を明記)
講習で使用する施設	業務規程等
実地研修実施施設・設備	備品一覧等 (実地研修委託先を変更する場合) 委託契約書の写し等当該機関に関する資料
実地研修施設責任者	辞令書の写し等 (実地研修委託先を変更する場合) 委託契約書の写し等当該機関に関する資料

ii) 申請期限 変更しようとする1ヶ月前まで

(4) 業務規程を変更するとき

i) 提出書類

No.	書類名	様式番号
No. 1	登録研修機関業務規程変更届出書	様式15
No. 2	変更後の業務規程書（変更箇所を明記）	

ii) 申請期限 変更しようとする1ヶ月前まで

(5) 登録研修機関の業務を休止しようとするとき

i) 提出書類

No.	書類名	様式番号
No. 1	登録研修機関休廃止届出書	様式16

ii) 申請期限 休止しようとする1ヶ月前まで

※業務を再開する場合の届出は不要ですが、登録要件を満たさないことを理由に休止していた場合は、要件を満たすこととなった旨を変更届により提出してください。

※休止期間を延長する場合は、既に届け出ている休止期間満了日の1ヶ月前までに再度休止届を提出してください。

(6) 登録研修機関の業務を廃止するとき

i) 提出書類

No.	書類名	様式番号
No. 1	登録研修機関休廃止届出書	様式16
No. 2	喀痰吸引等研修 研修修了者管理簿（これまでの研修修了者名及び実地研修修了した行為が記載されているもの）	

ii) 申請期限 廃止しようとする1ヶ月前まで

※研修修了者管理簿については、登録研修機関独自に定めているものがあれば、当該様式の提出で結構ですが、山形県ホームページに掲載している項目に準じた内容としてください。

5 その他

(1) 認定特定行為業務従事者証の写しへ原本証明を受けようとするとき(介護福祉士登録証への喀痰吸引等の行為の付記申請を行おうとする者について)

i) 提出書類

No.	書類名	様式番号
No. 1	認定特定行為業務従事者認定証 原本証明申請書	
No. 2	証明を受けようとする認定証特定行為業務従事者証の写し 2部	
No. 3	返信用封筒(封筒の大きさは問いません。返送に必要な額面の郵便切手を貼付してください。)	

ii) 申請期限 交付を受けようとする1ヶ月前まで

※ 介護福祉士登録証への付記申請に係る手続きについては、[公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ](#)を御確認願います。

6 返信用封筒及び貼付が必要な切手の金額一覧

手数料(山形県収入印紙の貼付)は、令和7年3月31日をもって廃止されました。ただし、下記申請の区分ごとに、返信用封筒に切手を貼付したものを同封してください。返信用封筒は折り曲げて提出して差し支えありません。

令和7年4月1日現在

	申請行為名	内容	返信用封筒及び切手	申請後県からの送付物
①	認定特定行為業務従事者認定証交付申請(新規)	認定特定行為業務従事者となるのに必要な喀痰吸引等研修課程を修了した者に対する認定証の交付(経過措置者も含む)※一度認定を受けた後の特定行為の追加も含む。	角形2号封筒	認定特定行為業務従事者認定証
②	同上(書換え交付、再交付)	認定特定行為業務従事者認定証の書換え交付(氏名の変更に限る)、再交付(汚損、紛失時)※認定証には住所を記載しないため、住所が変更されたとしても書換えは不要。(ただし、③による届出内容の変更は必要)	4人まで 390円分の切手 5人以上 480円分の切手	
③	同上(変更)	①の届出内容の変更(②の内容を除く)に係る登録	不要	なし
④	登録研修機関登録申請(新規)	喀痰吸引等研修の業務を行う事業者の登録申請(事業者ごと)に対する審査	角形2号封筒 390円分の切手	指令書
⑤	同上(登録更新申請)	5年ごとの登録の更新申請に対する審査		
⑥	同上(変更・休止・廃止)	登録研修機関の届出内容の変更・休止・廃止に係る登録	不要	なし
⑦	登録特定行為事業者登録申請(新規)	特定行為の業務を行う事業者の登録申請(事業所ごと)に対する審査	角形2号封筒 390円分の切手	指令書
⑧	同上(特定行為の変更)	事業者(事業所)が実施する特定行為の変更(追加等)に係る申請に対する審査		
⑨	同上(変更)	⑦の届出内容の変更(⑧の内容を除く)に係る登録		なし
⑩	登録喀痰吸引等事業者登録申請	たんの吸引等(介護福祉士が行うものに限る)の業務を行う事業者の登録申請(事業者ごと)に対する審査 ※平成29年以降、新規申請については⑦と同時申請の取扱いのため、返信用封筒及び切手を要す(⑦参照)	不要	課長通知
⑪	認定特定行為業務従事者認定証原本証明	介護福祉士資格への附記登録申請にあたり必要となる、認定証の写しへの原本証明	返信用封筒(大きさは問わない)必要な額面の切手	認定証写しへの原本証明